

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後												
<p>(前 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第2右欄の財務・入試担当の理事にかかる事項及び研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事又は財務・入試担当の理事にかかる事項は、令和3年4月16日から適用する。</p> <p>別表第1 (第2条関係) (同 左)</p> <p>別表第2 (第3条第2項関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="137 633 536 674">事項</th> <th data-bbox="536 633 783 674">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="137 674 536 869">京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第4条(第1号を除く。)、第5条第22号及び第7条に定める事項</td> <td data-bbox="536 674 783 869">男女共同参画・国際・広報・渉外(基金・同窓会)担当の理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="137 869 536 1099">分掌規程第5条第7号、第26条(第3号及び第4号に限る。)及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項</td> <td data-bbox="536 869 783 1099">研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事</td> </tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第4条(第1号を除く。)、第5条第22号及び第7条に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外(基金・同窓会)担当の理事	分掌規程第5条第7号、第26条(第3号及び第4号に限る。)及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="807 633 1206 674">事項</th> <th data-bbox="1206 633 1458 674">決裁者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 674 1206 869">京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第4条(第1号を除く。)、第7条及び第7条の3第9号に定める事項</td> <td data-bbox="1206 674 1458 869">男女共同参画・国際・広報・渉外(基金・同窓会)担当の理事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 869 1206 1099">分掌規程第7条の2第7号、第26条(第4号に限る。)及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項</td> <td data-bbox="1206 869 1458 1099">研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事</td> </tr> </tbody> </table>	事項	決裁者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第4条(第1号を除く。)、第7条及び第7条の3第9号に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外(基金・同窓会)担当の理事	分掌規程第7条の2第7号、第26条(第4号に限る。)及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事
事項	決裁者												
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第4条(第1号を除く。)、第5条第22号及び第7条に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外(基金・同窓会)担当の理事												
分掌規程第5条第7号、第26条(第3号及び第4号に限る。)及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事												
事項	決裁者												
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第4条(第1号を除く。)、第7条及び第7条の3第9号に定める事項	男女共同参画・国際・広報・渉外(基金・同窓会)担当の理事												
分掌規程第7条の2第7号、第26条(第4号に限る。)及び第29条(第5号を除く。)に定める事項並びにライフサイエンス研究規範の管理及び安全保障輸出管理に関する事項	研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事												
<p>(略)</p> <p>分掌規程第2条(第10号を除く。)、第3条(第2号及び第3号に限る。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)、第16条、第18条、第19条及び第20条(第1号及び第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</p>	<p>(同 左)</p> <p>分掌規程第2条(第9号を除く。)、第2条の2、第3条(第2号及び第3号に限る。)、第7条の2(第5号から第7号までを除く。)、第7条の3(第9号を除く。)、第16条、第18条、第19条及び第20条(第1号及び第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</p>												
<p>(略)</p> <p>分掌規程第13条から第15条まで、第20条(第1号及び第2号に限る。)<u>及び</u>第25条に定める事項</p>	<p>(同 左)</p> <p>分掌規程第13条から第15条まで、第20条(第1号及び第2号に限る。)<u>及び</u>第25条及び第29条の2に定める事項</p>												
<p>(略)</p> <p>分掌規程第3条第1号及び第5条(第5号及び第6号に限る。)に定める事項</p>	<p>(同 左)</p> <p>分掌規程第3条第1号及び第7条の2(第5号及び第6号に限る。)に定める事項</p>												
<p>(略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>分掌規程第26条第3号に定める事項</p> <p>研究倫理・研究公正・研究規範担当の理事又は財務・入試担当の理事</p>												

改 正 前		改 正 後	
分掌規程第2条第 <u>10</u> 号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理・施設担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第2条第 <u>9</u> 号に定める事項	総務・労務・人事・危機管理・施設担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長
(略)		(同 左)	
別表第3 (第4条関係) (略)		別表第3 (第4条関係) (同 左)	